

空家等対策の推進に関する協定書

常総市（以下「甲」という。）と茨城県弁護士会（以下「乙」という。）は、空家等の対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、空家等の登記、相続等に関する助言、情報の提供その他の法律相談を行うことによって、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、もって、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 常総市内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲の分担事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 所有者等から空家等の登記、相続等に関する法律相談を受けた場合において、乙に要請してその推薦を受けた乙の会員を当該所有者等に紹介すること。
(2) 乙が行う空家等に関する法律相談を市の広報紙、ホームページ等において市民に周知すること。

（乙の分担事項）

第4条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 前条第1号の規定により甲から要請を受けた場合において、所有者等からの空家等に関する法律相談のために乙の会員を推薦すること。
(2) 空家等の登記、相続等に関する法律相談を受けること。
(3) 空家等の適切な管理のための登記、相続等の手続に関する啓発を行うこと。

（事務処理要領）

第5条 甲は、第3条第1号及び前条第1号の規定による所有者等からの空家等に関する法律相談について、別に事務処理要領を定めることができる。この場合において、乙は、前条第1号の規定により推薦する乙の会員に対し、当該事務処理要領に従って法律相談を行うように求めるものとする。

2 甲は、前項の事務処理要領を定め、又は改正しようとするときは、乙の意見を求

めなければならない。ただし、様式の改正その他の軽微な改正については、この限りでない。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、本協定に基づいて取得した個人情報をみだりに他人に知らせ、又は本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、当該個人情報に係る本人の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、第4条第1号の規定により推薦する乙の会員に対し、前項に規定する個人情報の保護を順守するように求めなければならない。
- 3 前2項の規定は、本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1箇月前までに甲又は乙が特段の意思表示を相手方にしないときは、本協定は、有効期間の満了日の翌日から起算して1年間更新され、以後の有効期間についても同様とする。

（疑義等の解決）

第8条 本協定について、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印をした上で、各自1通を保有する。

平成30年11月12日

甲 住所 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

氏名 常総市

常総市長

茨城県常総市
神立岳之印

乙 住所 茨城県水戸市大町2丁目2番75号

氏名 茨城県弁護士会

会長

星野学
元元會

空家等対策の推進に関する協定書

常総市（以下「甲」という。）と茨城司法書士会（以下「乙」という。）は、空家等の対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、空家等の登記、相続等に関する助言、情報の提供その他の法律相談を行うことによって、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、もって、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 常総市内に存する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲の分担事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 所有者等から空家等の登記、相続等に関する法律相談を受けた場合において、乙に要請してその推薦を受けた乙の会員を当該所有者等に紹介すること。
(2) 乙が行う空家等に関する法律相談を市の広報紙、ホームページ等において市民に周知すること。

（乙の分担事項）

第4条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 前条第1号の規定により甲から要請を受けた場合において、所有者等からの空家等に関する法律相談のために乙の会員を推薦すること。
(2) 空家等の登記、相続等に関する法律相談を受けること。
(3) 空家等の適切な管理のための登記、相続等の手続に関する啓発を行うこと。

（事務処理要領）

第5条 甲は、第3条第1号及び前条第1号の規定による所有者等からの空家等に関する法律相談について、別に事務処理要領を定めることができる。この場合において、乙は、前条第1号の規定により推薦する乙の会員に対し、当該事務処理要領に従って法律相談を行うように求めるものとする。

2 甲は、前項の事務処理要領を定め、又は改正しようとするときは、乙の意見を求

めなければならない。ただし、様式の改正その他の軽微な改正については、この限りでない。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、本協定に基づいて取得した個人情報をみだりに他人に知らせ、又は本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、当該個人情報に係る本人の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、第4条第1号の規定により推薦する乙の会員に対し、前項に規定する個人情報の保護を順守するように求めなければならない。

3 前2項の規定は、本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1箇月前までに甲又は乙が特段の意思表示を相手方にしないときは、本協定は、有効期間の満了日の翌日から起算して1年間更新され、以後の有効期間についても同様とする。

（疑義等の解決）

第8条 本協定について、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印をした上で、各自1通を保有する。

平成30年11月12日

甲 住所 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

氏名 常総市

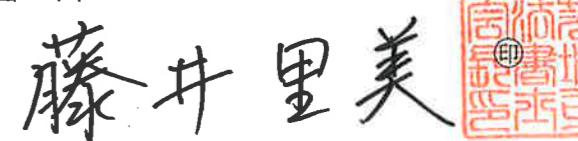
常総市長


茨城県
常総市
長之印

乙 住所 茨城県水戸市五軒町1丁目3番16号

氏名 茨城司法書士会

会長


同上
藤井里美
司法書士

空家等対策の推進に関する協定書

常総市（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県建築士会（以下「乙」という。）は、空家等の対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、空家等の利活用に関する助言、情報の提供その他の相談を行うことによって、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、もって、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 常総市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他土地に定着する物を含む。）をいう。

(2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲の分担事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 所有者等から空家等の利活用に関する相談を受けた場合において、乙に要請してその推薦を受けた乙の会員を当該所有者等に紹介すること。

(2) 乙が行う空家等の利活用に関する相談を市の広報紙、ホームページ等において市民に周知すること。

（乙の分担事項）

第4条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 前条第1号の規定により甲から要請を受けた場合において、所有者等からの空家等の利活用に関する相談のために乙の会員を推薦すること。

(2) 空家等の利活用に関する相談を受けること。

(3) 空家等の適切な管理のための利活用に関する啓発を行うこと。

（事務処理要領）

第5条 甲は、第3条第1号及び前条第1号の規定による所有者等からの空家等の利活用に関する相談について、別に事務処理要領を定めることができる。この場合において、乙は、前条第1号の規定により推薦する乙の会員に対し、当該事務処理要領に従って相談を行うように求めるものとする。

2 甲は、前項の事務処理要領を定め、又は改正しようとするときは、乙の意見を求

めなければならない。ただし、様式の改正その他の軽微な改正については、この限りでない。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、本協定に基づいて取得した個人情報をみだりに他人に知らせ、又は本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、当該個人情報に係る本人の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、第4条第1号の規定により推薦する乙の会員に対し、前項に規定する個人情報の保護を順守するように求めなければならない。

3 前2項の規定は、本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1箇月前までに甲又は乙が特段の意思表示を相手方にしないときは、本協定は、有効期間の満了日の翌日から起算して1年間更新され、以後の有効期間についても同様とする。

（疑義等の解決）

第8条 本協定について、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印をした上で、各自1通を保有する。

平成30年11月12日

甲 住所 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

氏名 常総市

常総市長

茨城県
常総市
神辺泰之
長印

乙 住所 茨城県水戸市笠原町978番地の30

建築会館2階

氏名 一般社団法人茨城県建築士会

会長

柴和伸

同上
一般社団法人
茨城県建築士会

空家等対策の推進に関する協定書

常総市（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、空家等の対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、空家等の利活用に関する助言、情報の提供その他の相談を行うことによって、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、もって、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 常総市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲の分担事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 所有者等から空家等の利活用に関する相談を受けた場合において、乙に要請してその推薦を受けた乙の会員を当該所有者等に紹介すること。

(2) 乙が行う空家等の利活用に関する相談を市の広報紙、ホームページ等において市民に周知すること。

（乙の分担事項）

第4条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 前条第1号の規定により甲から要請を受けた場合において、所有者等からの空家等の利活用に関する相談のために乙の会員を推薦すること。

(2) 空家等の利活用に関する相談を受けること。

(3) 空家等の適切な管理のための利活用に関する啓発を行うこと。

（事務処理要領）

第5条 甲は、第3条第1号及び前条第1号の規定による所有者等からの空家等の利活用に関する相談について、別に事務処理要領を定めることができる。この場合において、乙は、前条第1号の規定により推薦する乙の会員に対し、当該事務処理要領に従って相談を行うように求めるものとする。

2 甲は、前項の事務処理要領を定め、又は改正しようとするときは、乙の意見を求

めなければならない。ただし、様式の改正その他の軽微な改正については、この限りでない。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、本協定に基づいて取得した個人情報をみだりに他人に知らせ、又は本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、当該個人情報に係る本人の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、第4条第1号の規定により推薦する乙の会員に対し、前項に規定する個人情報の保護を順守するように求めなければならない。

3 前2項の規定は、本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1箇月前までに甲又は乙が特段の意思表示を相手方にしないときは、本協定は、有効期間の満了日の翌日から起算して1年間更新され、以後の有効期間についても同様とする。

（疑義等の解決）

第8条 本協定について、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印をした上で、各自1通を保有する。

平成30年11月12日

甲 住所 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

氏名 常総市

常総市長

神辺泰之
常総市長之印

乙 住所 茨城県水戸市元吉田1041番地の4

サンビル5階

氏名 一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会

会長

説田賀哉
一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会
長之印

空家等対策の推進に関する協定書

常総市（以下「甲」という。）と公益社団法人常総市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空家等の対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、空家等の維持管理に関する助言、情報の提供その他の相談を行うことによって、所有者等による空家等の適切な管理を促進し、もって、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 常総市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

(2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（甲の分担事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 所有者等から空家等の維持管理に関する相談を受けた場合において、乙に要請して乙が行う業務を当該所有者等に紹介すること。

(2) 乙が行う空家等の維持管理に関する相談を市の広報紙、ホームページ等において市民に周知すること。

（乙の分担事項）

第4条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 前条第1号の規定により甲から要請を受けた場合において、所有者等からの空家等の維持管理に関する相談を受けること。

(2) 空家等の適切な管理に関する啓発を行うこと。

（事務処理要領）

第5条 甲は、第3条第1号及び前条第1号の規定による所有者等からの空家等の維持管理に関する相談について、別に事務処理要領を定めることができる。

2 甲は、前項の事務処理要領を定め、又は改正しようとするときは、乙の意見を求めなければならない。ただし、様式の改正その他の軽微な改正については、この限りでない。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、本協定に基づいて取得した個人情報をみだりに他人に知らせ、又は本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、当該個人情報に係る本人の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、第4条第1号又は第2号の規定による業務に従事する者に対し、前項に規定する個人情報の保護を順守するように指導し、及び監督しなければならない。

3 前項の規定は、本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日の1箇月前までに甲又は乙が特段の意思表示を相手方にしないときは、本協定は、有効期間の満了日の翌日から起算して1年間更新され、以後の有効期間についても同様とする。

（疑義等の解決）

第8条 本協定について、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印をした上で、各自1通を保有する。

平成30年11月12日

甲 住所 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

氏名 常総市

常総市長


茨城県
常総市
長之印

乙 住所 茨城県常総市水海道天満町2472番地

氏名 公益社団法人常総市シルバー人材センター

副理事長


長行雄
副理事長
印